

## 伊勢原市民文化会館事業協会主催事業実施に伴う賛助金取扱要項

### (目的)

第1条 この要項は、伊勢原市民文化会館事業協会（以下「協会」という。）が市民の文化向上に資する芸術又は文化に関する事業を実施するため、市民、企業又は団体から受ける伊勢原市民文化会館事業協会主催事業賛助金（以下「賛助金」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

### (賛助金の使途)

第2条 理事長は、賛助金を協会が主催する事業の財源に使用するものとする。

2 年度の末日において、当該年度に受け入れた賛助金に余剰金が生じた場合は、次年度に繰り越すものとする。

### (賛助金の額)

第3条 賛助金の額については、次のとおりとする。

(1) 個人 1,000円単位で申出をするものの任意の金額

(2) 法人その他団体 5,000円単位で申出をするものの任意の金額

### (賛助金の申出)

第4条 賛助の申出は、賛助金を伊勢原市民文化会館主催事業協会賛助金申出書（第1号様式。以下「賛助金申出書」という。）に添えて行うものとする。ただし、賛助金申出書以外の書面により申出がされた場合で、申出をした者の意思が賛助を申し出ることであると明確に表示されているときは、当該書面をもって賛助申出書に代えることができる。

### (賛助金の受領)

第5条 理事長は、前条に規定する賛助の申出を受けたときは、伊勢原市民文化会館事業協会主催事業賛助金受領証（第2号様式）を交付するものとする。

### (賛助金の辞退等)

第6条 理事長は、前条の規定により申出に係る賛助金を受け入れることが、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある等賛助金を受け入れることが適当でないと認められる場合は、賛助金の受け入れを辞退し、又は受け入れた賛助金を返還するものとする。

2 前項の規定により賛助金の受け入れを辞退する場合又は受け入れた賛助金を返還する場合は、受け入れができない理由を記載した書面により、当該申出をした者に通知するものとする。

### (台帳の作成)

第7条 理事長は、賛助金の適正な管理を図るため、賛助金集計台帳（第3号様式）を備えるものとする。

### (活用の状況)

第8条 理事長は、伊勢原市民文化会館事業協会決算時に賛助の申出をした者の住所、氏名及び賛助金額を伊勢原市民文化会館事業協会理事会で報告するものとする。ただし、賛助の申出をした者が匿名を希望する場合は、この限りでない。

### 附 則

この要項は、平成24年3月30日から施行する。